

令和5年度決算に基づく  
長岡市の健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見書

長岡市監査委員



長監第 49 号

令和 6 年 8 月 21 日

長岡市長 磯 田 達 伸 様

長岡市監査委員	小 嶋 洋 一
同	篠 田 弘 成
同	野 本 直 樹
同	丸 山 勝 総

令和 5 年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により  
審査に付された、令和 5 年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び長岡市が経営する公  
営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、長岡市監査基準  
に準拠して審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。



# 令和5年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 1 審査の対象

令和5年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び長岡市が経営する公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

健全化判断比率等の算定対象会計等

区 分		比率の算定対象会計等		
一般会計等	一般会計	実質赤字比率		
	一般会計に属する特別会計			診療所事業特別会計
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計	
			国民健康保険寺泊診療所事業特別会計	
			後期高齢者医療事業特別会計	
			介護保険事業特別会計	
	公営企業に係る特別会計	法適用	連結実質赤字比率	下水道事業会計
				水道事業会計
		法非適用		簡易水道事業会計
				浄化槽整備事業特別会計
	一部事務組合・広域連合 (寺泊老人ホーム組合、新潟県後期高齢者医療広域連合等)		実質公債費比率	将来負担比率
	地方公社・第三セクター等 (長岡地域土地開発公社、長岡市米百俵財団等)			
			資金不足比率	

## 2 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月16日まで

## 3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査した。

## 4 審査の結果及び意見

### (1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、かつ、数値も正確であると認められた。

### 健全化判断比率

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	7.3%	6.5%	0.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	73.1%	66.6%	6.5%	350.0%	基準値なし

(注1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で表示している。

(注2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「—」で表示している。

### 資金不足比率

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	20.0%
水道事業会計	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	
浄化槽整備事業特別会計	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」で表示している。

(2) 意見

ア 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じていない。

イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていない。

ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均値7.3%であり、前年度の算定値に比べ0.8ポイント上昇している。

早期健全化基準25.0%に比べ17.7ポイント、財政再生基準35.0%に比べ27.7ポイント、それぞれ下回っている。

なお、令和5年度の実質公債費比率の単年度値は8.52476%で、前年度より上昇している。その主な要因は、分子の元利償還金が増加したことによるものである。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率（3か年平均）			【参考】 実質公債費比率（単年度）	
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元年度	5.52323%
5.9%			令和2年度	6.05068%
			令和3年度	6.20571%
	6.5%	7.3%	令和4年度	7.29792%
			令和5年度	8.52476%

エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は73.1%であり、前年度に比べ6.5ポイント上昇したが、早期健全化基準350.0%に比べ276.9ポイント下回っている。

将来負担比率が上昇した主な要因は、分子において、控除財源である地方交付税の基準財政需要額算入見込額が減少したことによるものである。

オ 資金不足比率について

資金不足比率の対象会計は、法適用企業の下水道事業会計、水道事業会計及び簡易水道事業会計と、法非適用企業の浄化槽整備事業特別会計の計4会計で、令和5年度は、いずれの会計も資金不足額が生じていない。

令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の4つの指標については、いずれも早期健全化基準を下回っている。

また、資金不足比率においては、対象4会計すべてに資金不足は生じていない。

〔参考〕健全化判断比率の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	6.5%	5.8%	5.5%	5.6%	5.9%	6.5%	7.3%
将来負担比率	60.7%	68.1%	74.6%	74.5%	65.3%	66.6%	73.1%

(注1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で表示している。

(注2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「—」で表示している。